

いたばし環境管理ニュース

特集号

2022年12月1日
第439号(特集号)

発行:板橋環境管理研究会
〒173-0005 板橋区板橋1丁目48番11号ロジエビル No.3 2階
電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133

(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/1005779.html>

※今年度から年7回(不定期)発行となります

日ごろから、いたばし環境管理ニュースのご購読ありがとうございます。

今年度、環境管理ニュースは2か月に1回発行しておりますが、今回は特集号として、近年の環境関連法令の動向や大気汚染を取り上げました。

日ごろの業務にお役立ていただき、環境保全への取り組みの一助としていただければ幸いです。

目次

1 法律・条例等の動向	2
1-1 【振動規制法】特定施設(圧縮機)の規制が変わります	2
1-2 大気汚染防止法の改正(アスベスト関係)	4
2 大気環境の改善状況について	7
2-1 板橋区の大気汚染の概況	7
2-2 大気の汚染に係る環境基準	7
2-3 大気汚染の監視	8
2-4 大気汚染の測定結果及び対策	9



1 法律・条例等の動向

1-1 【 振動規制法 】特定施設(圧縮機)の規制が変わります

「騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号。以下「騒音令」という。)及び振動規制法施行令(昭和51年政令第280号。以下「振動令」という。)の一部を改正する政令」が令和3(2021)年12月24日に公布され、騒音令及び振動令に定めるコンプレッサーの規制対象要件が変更されることとなりました。これを受けて振動令に係る「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」及び「低振動型圧縮機の指定に関する規程」が令和4年5月24日に公布されました。施行日は令和4(2022)年12月1日となります。

(1)改正の背景

騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)について、令和2年12月に長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、「大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法及び振動規制法の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うこと」との要望がなされました。

これを踏まえ、環境省では有識者らにより構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」を設置し、コンプレッサーの最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、騒音規制法及び振動規制法における規制対象範囲の見直しについて検討されました。その結果、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の機器については、「生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当」との報告が取りまとめられました。

(2)改正の内容

騒音令別表第1及び振動令別表第1に定めるコンプレッサーの規制対象要件は、以下のとおり改正されます。

騒音規制法施行令 別表第1 第2の項

(改正前)

空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)



(改正後)

空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

振動規制法施行令 別表第1 第2の項

(改正前)

圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)



(改正後)

圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

(3)規制対象外とする機器の検討結果

(1)に記載の規制対象外の検討を行うにあたって、実測調査結果等をもとに検討会で議論されたところ、発生する騒音が生活環境保全上問題ないと評価できる機器は現状では存在しないものの、機器の圧縮方式がスクリー式のものについては、原動機の定格出力が大きい機器も含め、発生する振動の大きさが小さく、家屋等の共振を引き起こす可能性は低いことなどが示唆されたことから規制対象外とすることが妥当との報告が取りまとめられました。

(4)制定する告示の概要

(3)の検討会報告を踏まえ、振動令別表第1第2号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機については、「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」において、工場及び事業場における通常の稼働において、当該機器から5m離れた地点における振動が60dBを超えないものとみなされるものとして、機器の圧縮方式がスクリー式のを定めることとしました。

なお、規制対象外とする機器については、機器の圧縮方式がスクリー式のを一律に対象とするのではなく、メーカーが申請を行ったものを環境省が個別に指定することとし、具体的な指定方法は、「低振動型圧縮機の指定に関する規程」で定めることとしました。

(5)施行期日

2022(令和4)年12月1日

【詳細はこちらをご覧ください】

- ▶ 環境省(法令改正について)

<https://www.env.go.jp/press/110291.html>

1-2 大気汚染防止法の改正(アスベスト関係)

建築物等の解体等工事における石綿(アスベスト)飛散防止対策の更なる強化のため、2020(令和2)年6月5日に大気汚染防止法の一部を改正する法律(2020(令和2)年法律第39号)が公布されました(以下「改正法」という。)。改正法は2021(令和3)年4月1日より順次施行されています。

(1)改正の経緯について

大気汚染防止法による石綿飛散防止対策制度は、平成25年の法改正から5年が経過し、法の施行状況を検討した結果、飛散性が相対的に低いことからこれまで規制対象ではなかった石綿含有建材(いわゆるレベル3建材)についても、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることが判明しました。また、平成25年の法改正により導入された解体等工事前の建築物等の調査(以下「事前調査」という。))における特定建築材料の見落としや、特定粉じん排出等作業における特定建築材料の取り残しによって、解体等工事に伴い石綿を飛散させた事例が確認されました。

このため、こうした課題に対応し、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、今般の改正を行うこととしたものです。

年月日	内容
2020(令和2)年6月5日	改正法公布
2020(令和2)年10月7日	改正法施行令公布
2020(令和2)年10月15日	改正法施行規則公布

(2)改正の概要について

改正の概要については以下のとおりとなります。

[1]規制対象建材の拡大(令和3年4月施行)

▶ 法の規制対象となる特定建築材料※1の範囲が拡大されました。

- ①吹付け石綿(石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト含む)
- ②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- ③石綿含有成形板等(追加)
- ④石綿含有仕上塗剤(追加)

①②に該当する建材を除去等する場合には、改正法では「届出対象特定工事」となり、「特定粉じん排出等作業実施届出書」が必要です。

③④に該当する建材を除去する場合には、「特定粉じん排出等作業実施届出書」は不要ですが、新設された作業基準※2を遵守する必要があります。

※1特定建築材料・・・吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料

※2新設された作業基準・・・改正法施行規則第16条の4第6号及び別表第7の項を参照

[2]事前調査結果の記録の作成及び保存(令和3年4月施行)

事前調査の方法が法定化されました(書面調査、目視調査及び分析調査)。

元請業者は、石綿の事前調査に関する記録を作成・保存する必要があります(解体工事等が終了した日から3年間保存)。

事前調査結果は、解体工事等の現場に備え置いておく必要があります。

[3]事前調査結果の自治体への報告(令和4年4月施行)

一定規模以上※3の建築物の解体等工事について、元請業者は石綿の有無に関わらず事前調査した結果を行政に報告することが規定※4されました。

※3一定規模以上…一定規模以上の建築物の解体等工事は次のとおり。

- ア) 建築物の解体工事の場合、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上の工事
- イ) 建築物の改造又は補修する工事の場合、当該作業の請負金額の合計が 100 万円以上の工事
- ウ) 工作物の解体、改造又は補修する工事の場合、当該作業の請負金額の合計が 100 万円以上の工事

※4事前調査結果の報告…原則電子による報告とされており、環境省及び厚生労働省が「石綿事前調査結果報告システム」を整備しております。システムへのログインには、「gBizID」への登録が必要となります。

[4]事前調査の信頼性の確保 (令和5年10月施行)

元請業者は、石綿の有無についての事前調査を適正に行うために、必要な知識を有する者として環境大臣が定める者※5に行わせる義務が生じます。

※5必要な知識を有する者として環境大臣が定める者

- ア) 一般建築物石綿含有建材調査者
- イ) 特定建築物石綿含有建材調査者
- ウ) 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ)
- エ) 改正法の施行前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

[5]作業計画の作成及び作業基準の遵守 (令和3年4月施行)

特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画※6を作成する必要があります。

届出対象外の除去作業についても作業計画を作成する必要があります。石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗剤の除去作業についても同様です。

※6作業計画…改正法施行規則第16条の4に定める記載事項を参照。

[6]下請負人の作業基準の遵守及び下請負人への説明 (令和3年4月施行)

特定粉じん排出等作業に関しては、元請業者だけでなく、下請負人も作業基準を遵守する必要があります。

元請業者は、下請負人が作業基準を遵守し、特定粉じん排出等作業を適切に実施するよう指導に努める必要があります。

下請負人も請け負った特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、その請け負わせる者に特定粉じん排出等作業を適切に実施するよう説明・指導する必要があります。

[7]特定粉じん排出等作業終了後の発注者への報告、特定粉じん排出等作業の記録の作成及び保存 (令和3年4月施行)

- ▶ 特定粉じん排出等作業が適切に完了したことを次のいずれかの有資格者が確認する必要があります。また、その結果を3年間保存する必要があります。

ア)建築物石綿含有建材調査者講習を終了した者(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る。)

イ)有資格者による事前調査の義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

ウ)石綿作業主任者

- ▶ 元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告する必要があります。
- ▶ 元請業者は、特定工事※7に関する記録を作成し、その記録を当該特定工事が終了した日から3年間保存する必要があります。

※7特定工事・・・特定粉じん排出等作業を行う建築工事。

【詳細はこちらをご覧ください】

環境省(法令改正について)

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

大気汚染防止法の改正と同時期に、石綿障害予防規則も改正されました。詳細は、厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html

【出前講座(講師派遣)について】

東京都環境局では、事業者の皆様が工事従事者や発注担当者向けに行う社内研修などに、都の職員がお伺いして、次のような内容について分かりやすく説明を行う出前講座を無料で実施しております。是非、ご活用ください。

- ・アスベストに関する基礎知識(アスベストの性質や、アスベスト含有建材の種類・使用箇所など)
 - ・工事を始める前に、何をしなければならないか(アスベストが使用されている建築物はもちろん、アスベストが無い場合でも必要な手続き・措置があります)
 - ・アスベストがあった場合、工事において行わなければならない飛散防止措置の概要
- 詳細は東京都環境局ホームページをご覧ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/seminar/index.html

[問い合わせ先]

東京都環境局 環境改善部 大気保全課 電話:03-5388-3492

2 大気環境の改善状況について

2-1 板橋区の大気汚染の概況

大気汚染物質とは、自然発生源及び人為的发生源から排出されて大気を汚染する様々な物質の総称で、発生形状もガス、粒子、スモッグ、蒸気等多様です。

自然発生源による汚染には、海塩や土壌に由来するもののほか、平成12年の三宅島噴火の際に都内でも見られたように、火山ガスによる硫酸化物濃度の急激な上昇といった例もあります。

人為的发生源は、固定発生源(工場等)と移動発生源(自動車等)に大別されます。固定発生源からの排出は規制の強化や対策技術の向上により大幅に改善しています。また、移動発生源についても、自動車排気ガスの規制強化や交通対策の進展等により、改善の傾向にあります。

区には幹線道路である国道(中山道、川越街道等)、都道(環状7号、山手通り、環状8号、高島通り等)や高架の首都高速道路が縦横に走っており、自動車の排気ガスによる大気汚染の一層の改善が望まれています。

近年、東京都が2030年の都内の乗用車新車販売に占めるゼロエミッション・ビークル(ZEV)の割合を50%まで高めるとの目標を掲げたことから、自動車排気ガスの更なる減少が期待されています。

2-2 大気の汚染に係る環境基準

健康を維持する上で望ましい環境上の条件として、環境基本法の規定に基づき表1のとおり大気汚染物質の環境基準が定められています。

表1 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること

2—3 大気汚染の監視

大気汚染状況を把握するため、1977(昭和 52)年から 1979(昭和 54)年にかけて、環境監視システムを導入し、24 時間常時測定を行っています。その測定結果については、収集・公開を行っており、現在の測定対象及び場所は、図1の 6 測定室(7 測定地点)で、表2の項目のとおりです。

また、環境監視システムには、区内に設置されている東京都の2測定局(板橋氷川及び大和)の大気汚染測定データも区へ伝送されています。

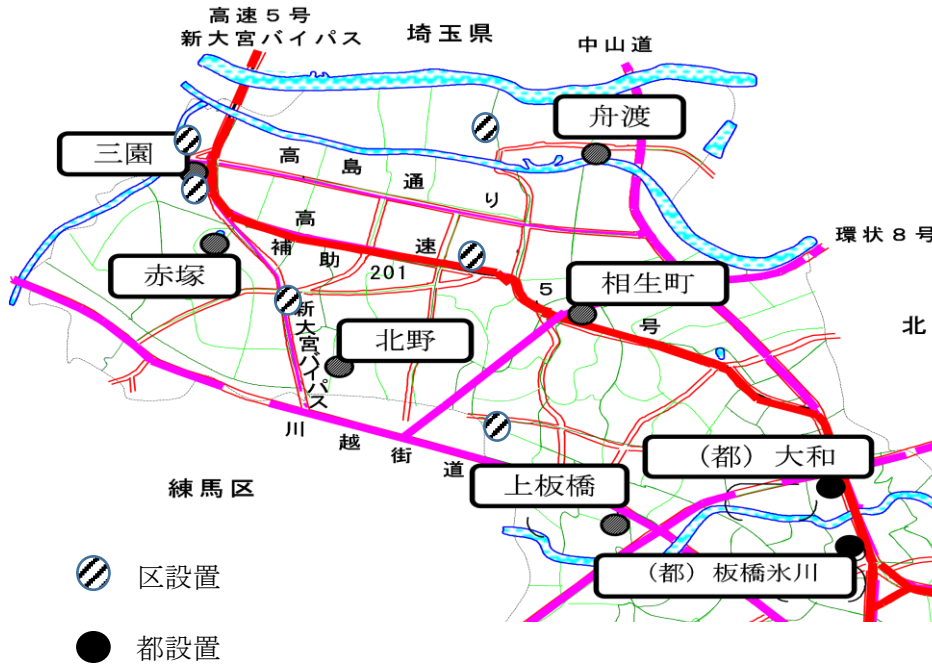


図1 区内測定室

表2 各測定室の測定項目

測定種別	測定室	用途地域	所在地	二酸化硫黄	オキシダント	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	一酸化炭素	微小粒子状物質	騒音	風向・風速	温度・湿度	測定開始年度
一般環境	赤塚溜池公園	一種低層	赤塚5-35-27(赤塚溜池公園内)	○	○	○							S53
	舟渡小学校	工業	舟渡3-6-15(舟渡小学校内)	○	-						○	○	S53
	北野小学校	一種中高	徳丸3-23-1(北野小学校内)	○	-						○	○	S52
	上板橋小学校	一種中高	東山町47-3(上板橋小学校内)	○	○	○					○		S54
	(都)板橋氷川	一種住居	氷川町13-1(板橋第一小学校内)	○	○	○			○		○	○	S44
道路沿道	上板橋小学校	近隣商業	東山町48先(川越街道沿道)				○			○			S54
	三園	準住居	三園1-47先(三園歩道橋下)	○		○	○	○		○			H4
	相生町	近隣商業	板橋区相生町16先			○	○		○	○			H25
	(都)大和	商業	大和町14(地下鉄駅舎上)			○	○	○	○				S47

※ 板橋氷川及び大和は、東京都が区内に設置した常時測定局です。

※ 舟渡小学校及び北野小学校測定室の SPM 及び NOxは 2022 年(令和4年)6 月で測定を終了しました。

2—4 大気汚染の測定結果及び対策

(1) 大気汚染の測定結果

大気汚染の測定結果は表3のとおりです。

2021(令和3)年度は、光化学スモッグの要因となるオキシダントを除いて全ての測定項目で環境基準を達成しています。

表3 区内の環境基準達成状況

測定室	測定項目・年度	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			オキシダント (Ox)			二酸化硫黄 (SO ₂)			一酸化炭素 (CO)			微小粒子状物質 (PM _{2.5})		
		R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
一般環境	赤塚溜池公園	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	舟渡小学校	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	北野小学校	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上板橋小学校	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(都)板橋氷川	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—	○	○	○
道路沿道	上板橋小学校	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三園	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
	相生町	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
	(都)大和	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○

「○」:環境基準以下 「×」:環境基準を超えている 「—」:測定なし

(2) 東京都におけるオキシダント対策

都内では、人体に影響のある光化学オキシダントの環境基準がいまだに達成できておらず、その原因の一つである VOC^{*}の削減が必要となっています。一部の大規模な施設には、法律の規制がかかっていますが、都内の発生源は中小の施設が多いため、東京都では、アドバイザーの派遣等を行い、事業者の自主的取組による削減の支援事業や低 VOC 製品の推進等の事業を行っています。

揮発性有機化合物(VOC)対策事業の詳細は以下 URL からご覧ください。

※VOC(揮発性有機化合物:Volatile Organic Compounds)とは、有機溶剤等に含まれる有機化合物という化学物質の総称です。蒸発(揮発ともいいます。)しやすく、大気中で気体となります。光化学オキシダントやPM2.5の原因の一つでもあります。

【揮発性有機化合物(VOC)対策(東京都 HP)】

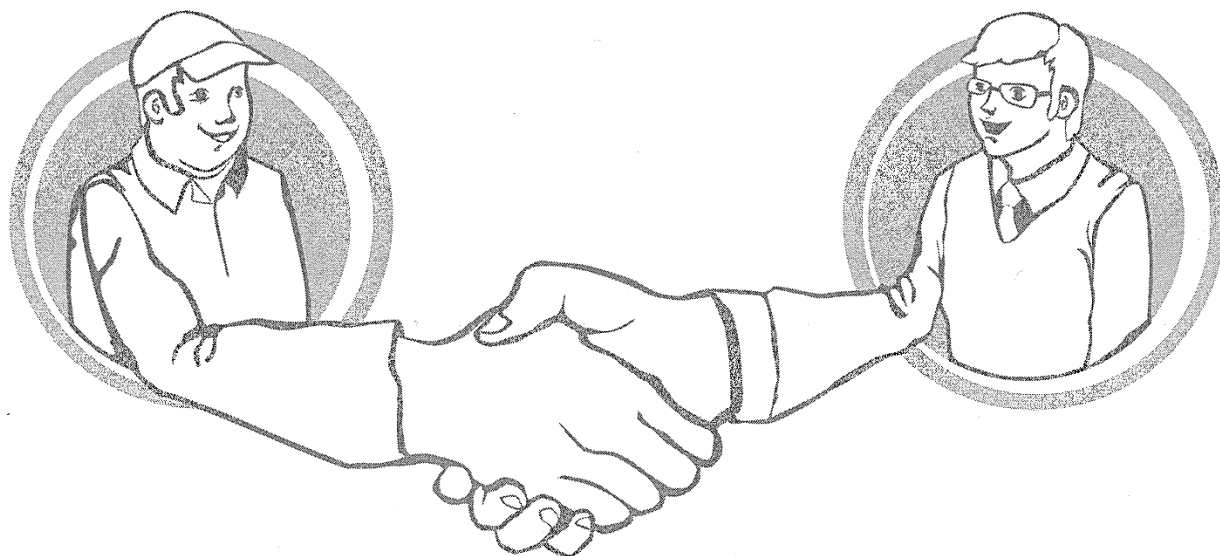
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/voc/index.html

都内事業所を訪問し、対策を助言する

東京都VOC対策アドバイザー

を派遣します

VOCを取り扱う都内の中小企業の皆さま、
VOC対策アドバイザーにご相談ください(無料)。



VOC^{*}は、光化学スモッグの発生や浮遊粒子状物質の生成の原因となることから、東京都は VOC排出削減に向けた取組を実施しています。
中小企業のVOC排出削減に向けた自主的な取組を支援する
「VOC対策アドバイザー」派遣制度を、ぜひご活用ください。

※VOC:揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の略で、トルエンのような、揮発しやすい有機化合物の総称です。



派遣対象

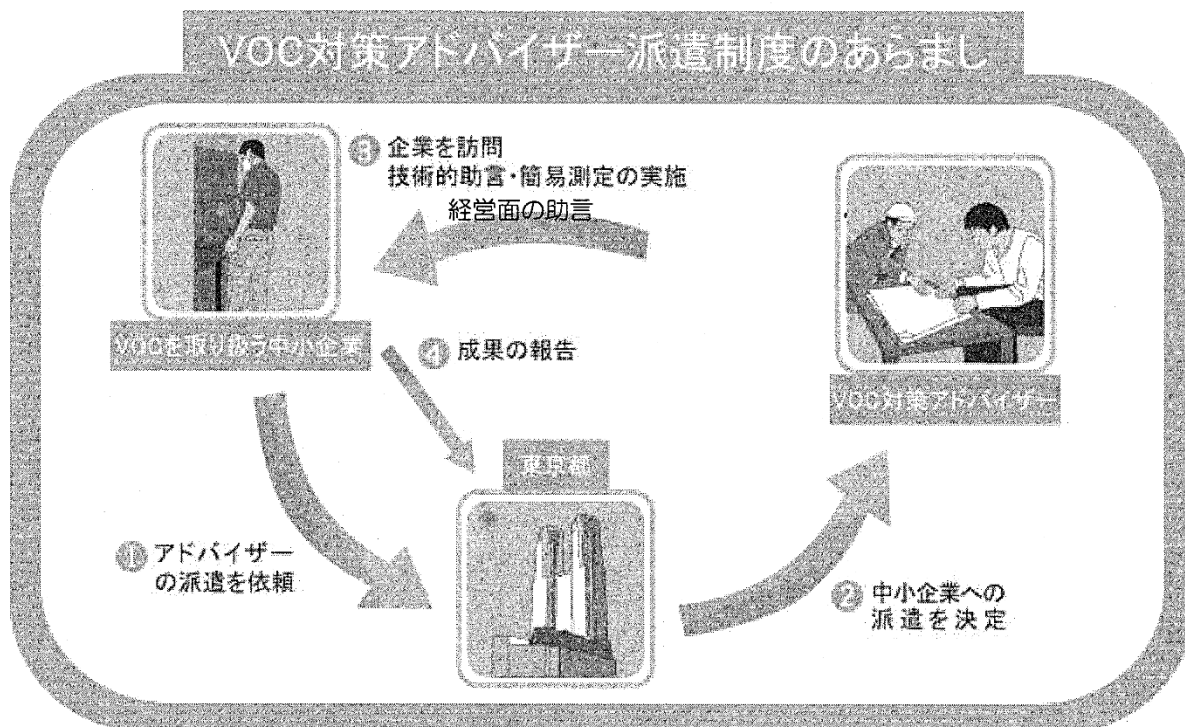
原則として、資本金3億円以下又は従業員数300人以下で、VOCを取り扱う企業(塗装工場、印刷工場、めっき工場等)です。

助言内容

現場でVOCの簡易測定を行い、工程の改善、原材料の転換、回収・処理装置の設置、融資制度の紹介等の助言を行います。

派遣手続

対策意欲のある企業からの依頼に基づき、審査の上アドバイザーを派遣します。詳細はホームページをご覧ください。(アドレスは裏面)



手続の流れ



- 1 派遣相談 (まずはお電話)
- 2 依頼書送付 (メールでもOK)
- 3 派遣決定
- 4 アドバイザー訪問
- 5 報告書到着

本制度は中小企業のみなさまのための VOC 排出抑制に向けた自主的な取組を応援する制度です。規制や指導を目的とするものではありません。

こんな理由で申込みました (過去の利用者の声)

- ・作業工程、溶剤、インキ毎の VOC 濃度の把握
- ・環境配慮工場認定制度の取得の支援
- ・環境配慮型の溶剤への代替
- ・洗浄液の使用削減
- ・工場内の作業環境改善
- ・排気設備効果確認
- ・臭気対策
- ・塗装不適合発生率の削減



【問合せ先】東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5388-3457 (直通) FAX 03-5388-1376

HP : https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/voc/adviser/index.html

東京都環境局 Twitter: <https://twitter.com/tochokankyo> (VOC 関連イベント発信しています。)

